

警視庁告示第 2148号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 9 月 3 日

警視総監 筒井 洋樹

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

納入通知書

3 公示事項

道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

神奈川県横浜市中区伊勢佐木町5丁目127

鳳凰商事 株式会社

納入通知書（納付番号 30-440-260602-202091）

東京都練馬区平和台1-7-11

株式会社 AGENCY A

納入通知書（納付番号 30-773-260707-205796）